

2024年2月1日より義務化 テールゲートリフターの 操作の業務に係る特別教育



荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの
操作の業務は、特別教育の対象になります

学科 4 時間

+

実技 2 時間



講習 6 時間 (1日)^{※1}

コベルコ教習所では2023年10月より開講^{※2}

※1 実務経験により教育科目の一部が免除されます

※2 開講時期が早まる場合があります。9月までの日程についてはお問い合わせください。

労働安全衛生規則一部改正の主なポイント

① 昇降設備…設置義務の範囲が拡大	2023年10月1日施行
② 保護帽…着用義務の範囲が拡大	
③ 運転位置から離れる場合の措置の適用除外	
④ テールゲートリフター特別教育の義務化	2024年2月1日施行

▶ 詳細は裏面をご覧ください

‘23.10.1 施行

1. 荷を積み卸す作業時の昇降設備の設置義務範囲が拡大されます

対象となる貨物自動車は、最大積載量 5t 以上 ▶ **2t 以上が対象に**



2. 荷を積み卸す作業時の保護帽の着用義務範囲が拡大されます

対象となる貨物自動車は、最大積載量 5t 以上のものに加え…

▶ **2～5t 未満で、荷台の側面が開放できる・開放されているものも対象に**

▶ **2～5t 未満で、テールゲートリフターが設置されているものも対象に**

※テールゲートリフターで荷の積み卸しを行う際に限られます



3. 運転位置から離れる場合の措置について

運転者が運転位置から離れるときに荷役装置を最低降下位置に置く義務

▶ テールゲートリフターの収納位置が必ずしも最低降下位置ではないため **除外**

テールゲートリフター操作時のエンジン停止義務

▶ 走行の運転位置とテールゲートリフターなどの操作位置が分かれている貨物自動車で、テールゲートリフターなどの操作をしようとするときは **除外**

※ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置については引き続き義務付けられます。



‘24.2.1 施行

4. テールゲートリフターの操作者に対する特別教育が義務化されます

▶ **荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務※1 は特別教育の対象に**
事業者は業務に就かせる労働者に対し特別教育を実施しなければなりません。

※1 稼働スイッチ操作の他、キャストストップバーなどの操作、昇降板の展開・格納の操作も含まれます。

※貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。

※荷を積み卸す作業を伴わない点検などの業務、介護用車両に設置された車いす用装置は対象外です。



テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育

2i1 免除なしコース ▶ **6 時間（1 日間）15,000 円**（テキスト / 税込）

2i2 免除ありコース ▶ **4.5 時間（1 日間）13,000 円**（テキスト / 税込）

免除の対象

2024 年 1 月 31 日以前に荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務
6 ヶ月以上の実務経験を有する方が対象です（実務経験証明が必要）



科目		2i1 免除なし	2i2 免除あり
学科	テールゲートリフターに関する知識	1 時間 30 分	1 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2 時間	2 時間
	関係法令	30 分	30 分
実技	テールゲートリフターの操作方法	2 時間	1 時間
講習の合計時間		6 時間	4 時間 30 分

▶ 日程は公式ウェブサイトまたは [講習日程のご案内] をご覧ください。 ※免除コースは取扱いの無いセンターがあります



24 時間かんたん Web 予約

コベルコ教習所



資格とともに明日へ

コベルコ教習所